

# 町政

Togo Town News

# ニュース

町政の最新ニュースをお届けします！

## ● 今月の納税など ●

・ 軽自動車税 (全期)

税金は町政運営の大切な原資です。  
納期限内に忘れず納付しましょう。

**納期限は5月31日(金)です。**

納税には口座振替が便利です。

## ● まちの人口と世帯 ●

平成31年3月31日現在

人口 43,833人 (-35)  
男 22,084人 (-22)  
女 21,749人 (-13)  
世帯数 17,525世帯 (+24)  
( ) 内は対前月比

## 2019年度 駐在員を紹介

町では、区、自治会を単位に駐在員を設け、連絡を密にしてまちづくりを進めています。

駐在員は、住民の皆さんと町のパイプ役です。地域で困り事があるときは、駐在員にご相談ください。

なお、ここでは御岳の自治会長も併せて紹介しています。その他の地区は、駐在員が区長、自治会長を兼務しています。

■ 2019年度駐在員会 (敬称略)

会長 真野幸則 (諸輪)

副会長 小島一夫 (和合)

▼ 問い合わせ 地域協働課 ☎

0561(56)0727

※写真の下には、地区公民館やコミュニティセンターの電話番号を掲載しています。電話がつかない場合は、地域協働課へお問い合わせください。

役場の代表電話番号

0561(38)3111

諸輪駐在員



まの ゆきのり  
真野幸則  
0561 (39) 0089

和合駐在員



こじまかずお  
小島一夫  
0561 (39) 0609

傍示本駐在員



かとうまさひろ  
加藤正教  
0561 (39) 0631

祐福寺駐在員



いしかわやすひろ  
石川泰洋  
0561 (38) 3225

部田駐在員



たけうちかずし  
竹内一司  
0561 (39) 0024

白土駐在員



おつかまこと  
大塚 誠  
052 (806) 3341

和合ヶ丘駐在員



さいとうしゅうへい  
齋藤秀平  
0561 (59) 2600

諸輪住宅駐在員



やまぐちよしお  
山口芳生  
0561 (39) 4466

白鳥駐在員



さきのふたか  
佐伯伸孝  
0561 (38) 0332

御岳駐在員



よこい かずお  
横井一男  
0561 (38) 8980

御岳自治会長



そが えとしやす  
祖父江寿恭  
0561 (38) 8980

春木台駐在員



かとうつとむ  
加藤 勉  
0561 (39) 2076

北山台駐在員



まとはしげお  
的場滋夫  
0561 (38) 4411

押草団地(北)駐在員



いず はらひさお  
伊豆原久男  
(役場地域協働課へ)

押草団地(南)駐在員



おうさかあきら  
逢坂 馨  
(役場地域協働課へ)

西白土駐在員



こんどうあきら  
近藤明生  
052 (803) 7717

部田山駐在員



こんどうかつひろ  
近藤勝弘  
0561 (38) 3085

清水駐在員



さとうりゅうじ  
佐藤陽二  
0561 (38) 3372

## 職員人事異動

平成31年4月1日付けで町職員の人事異動を行いました。

新たなまちづくりに対応する組織機構改革に対し、積極的かつ効率的に職員を配置しました。

また、女性の活躍推進として新たに部長級職員1人、課長級職員2人を女性から登用しました。

今後、住民福祉の向上を目指します。

Ⅱ課長級以上(園長級・館長級を含む)の異動状況Ⅱ

【参事(愛知県派遣職員)】

▼参事 水野智隆

【部長級】

▼企画部長 磯村好孝 ▼総務部長 加藤靖雄 ▼こども健康

部長兼東郷診療所事務長 石川正人 ▼経済環境部長 神谷

篤 ▼都市建設部長 加藤克彦

▼会計管理者兼会計課長 中根一郎 ▼教育部長兼愛知池漕

艇場長 樋口美紀 ▼監査委員

事務局長 柘植義宏

【部長級参事(愛知県派遣職員)】

▼教育部参事 長谷川光巨

【課長級】

▼未来プロジェクト課長 加藤久登 ▼地域協働課長 渡辺直秀

▼総務財政課長 村中章太 ▼安

全安心課長 加藤洋二▼収納課長 近藤克也▼高齢者支援課長 石川登紀子▼住民課長 石原稔久▼保険医療課長 柘植幸則▼こども保育課長 磯村理恵▼こども保育指導保育士 近藤幹代▼子育て応援課長 葦澤仁実▼健康推進課長 森本美香▼産業振興課長 柴田正浩▼環境課長 磯村達己▼建設課長 中川正康▼都市計画課長 柘植恒男▼セントラル開発課長 小林一夫▼生涯学習課長 都築英▼給食センター所長兼事務長 水野美門▼尾三衛生組合へ派遣 水野幹根▼尾三消防組合へ派遣 島田茂樹

【園長級】

▼和合保育園長 梅原聡子▼中部保育園長兼ハーモニイ園長 山田美保

【館長級】

▼中部児童館長兼西部児童館長兼南部児童館長 近藤浩子▼北部児童館長兼東部児童館長 加藤英美

議会の日程

▼会期 5月31日(金)～6月24日(月)25日間  
▼会期日程

5月31日(金) 本会議 (開会)  
6月7日(金) 本会議 (一般質問)  
6月10日(月) 本会議 (一般質問)  
6月11日(火) 本会議 (一般質問など)

6月14日(金) 総務経済委員会  
6月17日(月) 文教民生委員会  
6月24日(月) 本会議 (閉会)  
本会議は午前10時から、委員会は午前9時から。

※議事の都合で、日程などが変更される場合があります。

▼本会議の傍聴 役場4階の本会議場傍聴席入口で住所、氏名を記入する。(定員32人)

▼委員会の傍聴 委員会開始15分前までに議会事務局までお越しください。(定員4人)

▼問い合わせ 議会事務局 ☎0561(56)0754

人権擁護委員の委嘱

平松茂氏(清水)が4月1日付けで人権擁護委員に再任(任期3年)されました。



この職務は、憲法で保障されている基本的な人権思想の啓発や、不当に圧迫を受けた人々を救済するために法務局と連絡をと

役場の代表電話番号

0561(38)3111



NEWS119 尾三消防

豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

違反対象物の公表制度が始まりました

「違反対象物の公表制度」とは、建物を利用しようとする人が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防本部が把握した建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)を公表するものです。

▼公表対象となる建物

飲食店や店舗等の不特定多数の人が利用する建物や、病院・福祉施設等の自力での避難が困難な人が利用する建物です。



▼公表対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違

問い合わせ先 尾三消防組合 ☎ 0561(38)0119

反して設置されていないものです。



▼違反対象物の確認方法

組合のホームページで公表しています。

<http://www.bisan-fd.togo.aichi.jp/houkoku/>

組合の公式キャラクター紹介



3月に公式キャラクターに就任した「サンビーくん」です。

管内の皆さまを大空から守るとともに、これから広報のシンボルとして様々な場面で活躍します。

るなど人権の保護に努めることとされ、法務大臣が委嘱します。

### 行政相談委員の委嘱

清水末男氏（白鳥）と野々山孝男氏（傍示本）が、4月1日付けで行政相談委員に再任（任期2年）されました。

この職務は、行政サービスに関する苦情や意見・要望などを聞き、解決の促進を図るとともに、それらを行政運営の改善に活用することとされ、総務大臣が委嘱します。



野々山孝男氏



清水末男氏

### とよしん育英 財団表彰を受賞

この表彰は、地域の教育や文化活動の振興に貢献した県内の個人、団体に贈られるます。

今回は、東郷町出身のピアノスト金沢昭奈さんが、国内外での音楽活動への尽力が認められ、また今後の活躍への期待から、教育文化奨励賞を受賞しました。

### アジアユース選手権優勝の高校生が表敬訪問

清水地区在住で豊明高等学校2年の村上弓月さんは、3月15日に香港の將軍澳運動場で行われた第3回アジアユース陸上競技選手権大会に出場し、女子の部2,000m障害で優勝しました。

村上さんは、「初めての海外での大会で、不安もありましたが、落ち着いて取り組むことができました。優勝が決まったときは信じられませんでした」と町長に報告しました。



### 夜間休日納税相談窓口

▼とき 5月20日(月)～24日(金)午後5時15分～8時、25日(土)午前8時30分～午後5時15分  
▼ところ 役場収納課(正面玄関左側の夜間休日通用口からお

入りください)

▼相談内容 離職などで納期内の納税が困難な場合や、すでに納期を過ぎた滞納町税の一括納付ができない場合の納税相談 ※滞納町税の納付もできます。

▼対象税目 固定資産税・都市計画税、町県民税(普通徴収)、軽自動車税、国民健康保険税

▼持ち物 ①本人確認書類(免許証、保険証など) ②印鑑(認め印可) ③預金通帳や給与明細など直近の収支(生活状況)が分かるもの ④保険証(国民健康保険税の相談をする場合)

▼問い合わせ 収納課 ☎0561(56)0726

### 意見を募集します

東郷町非核平和都市宣言(案)に対する意見を募集します。

▼募集期間 5月15日(水)まで

▼閲覧場所 町ホームページ、役場3階町政資料コーナー、福祉課窓口

▼意見書の提出方法 住所、氏名を明記し、福祉課窓口を持参、郵送(〒470-0198(住所不要) 東郷町役場福祉課宛)、FAX0561(38)7932 またはEメール tgo-fukushi@

town.aichi-togo.jpで提出。

※電話での意見は受け付けません。

▼その他 意見書の様式は不問。意見や意見に対する検討結果は公表します。

▼問い合わせ 福祉課 ☎0561(56)0732

### 情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度は、町民の共有財産である「町が有する情報」を、求めに応じて町民に見せたり、コピーを有償で渡したりする制度です。また、個人情報保護制度は、個人情報を適正に管理し、必要に応じて自己情報の開示、訂正、利用停止ができる制度です。

平成30年度の開示請求などの状況

▼義務公開の開示請求

- ・町長に対して 請求25件(全部開示5件、一部開示19件、不開示1件)
- ・農業委員会に対して 請求1件(一部開示1件)
- ・選挙管理委員会に対して 請求1件(全部開示1件)
- ・議会に対して

- 請求1件(全部開示1件)
- ・教育委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に対して 請求0件

▼任意開示の開示請求

・町長に対して 請求0件  
※任意開示とは、情報公開制度が始まった平成12年3月31日以前の情報に対する開示のことです。

▼自己情報の開示、訂正、利用停止請求

- ・町長に対して 請求9件(全部開示3件、一部開示4件、不開示2件)
- ▼審査請求
- ・情報公開の決定に係るもの 2件
- ・自己情報の開示請求に係るもの 0件

▼問い合わせ 総務財政課 ☎0561(38)3112

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

### ご寄付ありがとうございました

町薬剤師会から町立図書館へ、薬に関する図書15冊を寄付していただきました。

# パブリックコメント実施報告

問い合わせ 企画情報課 ☎ 0561(56)0716

パブリックコメントは、町の条例や計画など基本的な政策を策定する際に、皆さんから広く意見を求める手続きです。

平成30年度に実施したパブリックコメントの結果は次のとおりです。ご意見ありがとうございました。

| 実施案件                             | 担当課   | 意見件数 | 策定等の時期  |
|----------------------------------|-------|------|---------|
| 東郷町立地適正化計画で定める誘導区域、誘導施設及び誘導施策（案） | 都市計画課 | 0件   | 平成31年3月 |
| 東郷町議会基本条例（案）                     | 議会事務局 | 4件   |         |
| 東郷町自治基本条例の検証に基づく推進方針（案）          | 企画情報課 | 0件   |         |
| 東郷町立地適正化計画（案）                    | 都市計画課 | 0件   |         |

※意見の概要とそれに対する町の考え方、策定された計画などの詳細は、町ホームページをご覧ください。

## 町巡回バス利用状況

町巡回バス「じゅんかい君」の平成30年度の利用者は17万9,805人（対前年度61.6人増）で、利用収入は409万2,760円でした。コース別の利用状況は、ホームページでお知らせします。



## お知らせ

▼問い合わせ 未来プロジェクト課 ☎ 0561(56)0763

特集クローズアップまちづくりは、2019年4月号をもってコーナーを終了しました。長年のご愛読ありがとうございました。

役場の代表電話番号

0561(38)3111

# 大雨から守ろう 大切なまち

## 総合治水推進週間 5月15日(水)～21日(火)

河川を改修したり、河川に一度に流れ込む雨水の量を減らすために雨水貯留浸透施設を造ったり、避難警戒体制を確立したりすることで、洪水被害のない安全なまちづくりができます。

また、降雨時は風呂の水を流さないなど、皆さん一人一人の心掛けで浸水被害は軽減できますので、ご協力をお願いします。

総合治水に関しては、新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ <http://www.sougo-chisui.jp> をご覧ください。

### 総合治水パネルの展示

総合治水を町民の皆さんに理解していただくため、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。

▼とき 6月14日(金)～20日(木)

▼ところ 役場1階ロビー



### 雨水貯留タンク設置費補助金

雨水貯留タンクを購入し、自ら所有する住宅、店舗、工場、農業用倉庫などに設置した人にその費用の一部を補助します。

▼補助金額 雨水貯留タンク（付帯設備を含む）の購入費と設置費の2分の1（千円未満切り捨て・上限1万5千円）

▼その他 タンクは、市販の未使用品で、地上据え置き型、貯水容量100ℓ以上のものに限り、購入前に申請が必要です。詳しくは、ご相談ください。

▼問い合わせ 建設課 ☎ 0561(56)0746

